

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	日中一時支援事業実施に関する事務(給付・費用負担)基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、日中一時支援事業実施に関する事務(給付・費用負担)における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府門真市長

## 公表日

令和7年2月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	日中一時支援事業実施に関する事務(給付・費用負担)
②事務の概要	門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例(平成18年門真市条例第26号)、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例施行規則(平成18年門真市規則第58号)に基づき、事務を実施している。 特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①費用の支払命令、②費用の減免、③支給の申請、④支給の決定等、⑤支給の更新、⑥支給の変更及び取消し
③システムの名称	福祉総合システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳システム、個人住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
地域生活支援サービス	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第2項 ○門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年門真市条例第27号) 第4条第1項第1号別表第1第8の項、第4条第2項別表第2第1号の表第8の項 ○門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(令和6年門真市規則第50号) 第3条第8項、第4条第8項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	門真市 保健福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 TEL06-6902-5684
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市 保健福祉部 障がい福祉課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 TEL06-6902-6154
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障がい者福祉システムの登録は、入力誤りがないかの確認を複数人で行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等は、施錠のできる書棚に保管することを徹底している。USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行っている。不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認をしている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-7 請求先	門真市 総務部 法務監察課	門真市 総務部 総務課	事後	
平成29年5月30日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条14号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号	事後	法令改正に伴う変更
平成30年4月1日	I-5 ② 所属長	課長 北倉 透雄	課長 狩俣 政美	事後	様式改正に伴う変更
平成31年1月1日	I.5.② 評価実施機関における担当部署	所属長	所属長の役職名	事後	様式改正に伴う変更
平成31年1月1日	IV リスク対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条9号	事後	法律の改正に伴う変更
令和7年2月28日	I-3 法令上の根拠	・門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年門真市条例第27号)第4条第1項1号及び別表第1第10の項 第4条第2項別表第2第1号の表第10の項 ・門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年門真市規則第58号)第3条第10項 第4条第10項	○番号法第9条第2項 ○門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項1号及び別表第1第8の項、第4条第2項別表第2第1号の表第8の項 ○門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第3条第8項、第4条第8項	事後	法律の改正に伴う変更
令和7年2月28日	I-9 規則第9条第2項の適用	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和7年2月28日	IV-8 人手を介在させる作業	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和7年2月28日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更